

文久三年十二月十六日より文久三年十二月十九日まで

P8311065 right

豫州に尋問せらる、(監察)金吾方へ過日の謝として物□為持遣す

十七日丑 薄陰夕前雨意

出懸け菊池、並竹本旅亭へ立寄談判筋、概略を商議いたし、運上所へ出、小笠原出会

十二時より亜コンシユル私宅においてミニストル面晤、減税草案打合は明日為取替は明後日といたし

尤右へ調印いたしても運上所紹借地の券御渡無し内、両都両港延期承知の書付は難差出、且仏英減税約書調印は此度の使節出帆前日より早く御調印相成候ては

都(すべ)て談判筋の旨、縷々談を尽くし候上、漸く先づ右迄に纏まり申候、午下第

三時頃退由、一旦運上所へ引き夕第五時頃帰宿、竹内(野)、松平(石)英仏減引合として本日

着の趣に付、播州共■前書談判の概略を申し談し合歟(か)。

P8311065 left

播州は一昨昨両日の談判筋建白のため朝第七時頃発途いたす、朝第九時頃より

運上所へ出ブレッキマン■【文字判読不可】■相越に付、面会の処、輸入品減税の談を促し、

且此度御使持参

の御国書写四五、田中受取度趣申す聞る、午下第一時より亜ミニストルへ昨の家にて面晤

の処、減税約書は何れ大君御印章、大□殿印章を押し候、本書追て為御取替の段申聞、

且エンテレホット規則書も来七月(彼の(西曆))

一日(我来五月廿八日)前商議決定いたし施行期限の儀等も其節約を定て歟、旨の書付受取度旨等をも申聞、一応談判を尽くしえとも何分□通り不申、殊に御印章の儀は不軽事故、乗切(*)

同心にて右の趣、江府へ申遣すに、黄昏過帰宿、夜半御用状にて商法改正条約並エンテレ

ボット規

則書調印の儀亜へ御書翰一書遠江守殿、御上京御吹聴六書より七通、播州より此度引合の模様

建白

減税約書調印可致旨河内守殿へ渡聞旨等内状申来る

十九日卯 薄晴本□

*1:乗切同心、のつきり同心か?不明

()内は細字双行(一行に小さい文字で二行書き)などの場合です。

□印は解読未了の文字です。私の実力ではすぐ解読できません。【文字判読不可】、■は、文章の一部に汚れ、虫食いにより文字が無い等です。